

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける会員企業の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市内の多くの商工業者の皆様に多大な影響が出ております。売上の減少による資金繰りの悪化など非常に厳しい経営状況におかれています。国の施策からも中小企業・小規模事業者へ向けた資金繰りを中心とした緊急対応策が公表されております。平塚市に対してもこの緊急事態に立ち向かい早急に経済対策を打ち出してくださいよう緊急要望を致しました。

前例にないこの困難を乗り越えるために国・県・市・関係機関と連携協力して総力を挙げて、会員企業及び市内企業の事業が持続できるように全力で支援して参ります。ご遠慮なく平塚商工会議所へご相談下さい。

<緊急要望Q> [https://hiratuka-cci.or.jp/corona\\_kinyu\\_yobo.html](https://hiratuka-cci.or.jp/corona_kinyu_yobo.html) <会員事業所 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急調査結果Q> <https://hiratuka-cci.or.jp/global-data/20200401144633393.pdf>

平塚商工会議所 会頭 常盤卓嗣

日本政策金融公庫の融資制度にて事業資金・つなぎ資金等の資金繰りに影響が出ている平塚市内の小規模事業者の皆さまのご相談を受け付けております。ご返済の猶予・据置返済のご相談等、お気軽にお問い合わせ下さい。

資金繰りに影響が出ている中小企業・小規模事業者の金融支援に関するご相談は随時受け付けております。  
<ご相談窓口> 平塚商工会議所 中小企業相談所 ☎0463-22-2511/22-2512 平日 8時30分から17時

## ■小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

当所の経営指導員がお話を聴かせていただき、商工会議所会頭名で日本政策金融公庫へ融資推薦し無担保・無保証人で融資を行う制度。

### <融資対象>

- ・常時使用する従業員数20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人または個人事業主
- ・平塚市内で1年以上営業している方
- ・義務納税が完納している方
- ・6ヶ月以上の経営指導を受けている方（要相談）

### <融資限度額・返済期限>

2,000万円 運転（7年）設備（10年）/無担保・無保証人

### <金利>

経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）

## <新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置>

### ■新型コロナウイルス対策マル経

### <ご利用いただける方>

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

<融資限度額> 別枠1,000万円

<金利> 経営改善利率1.21%より当初3年間▲0.9%引き下げ  
**実質 0.31%**

<ご返済の据え置き> 運転資金3年以内 設備資金4年以内

※ご返済の開始は経営状況の改善後からでも可能です。ご相談下さい。

当所の経営指導員がご相談を伺いますのでお気軽にご連絡下さい。

新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度  
を併用することで**実質的な無利子化**を実現

## ■新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（フリーランス含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし3年間の0.9%の金利引き下げを実施。

### <融資対象>

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方（業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合ご相談下さい）

### <資金使途・返済期間>

運転資金 15年以内 設備資金 20年以内（据置5年以内）

### <融資限度額（別枠）>

中小事業 3億円 国民事業6,000万円

<金利> 当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利

中小事業 1.11% → **0.21%** 国民事業 1.36% → **0.46%**

（利下げ限度額 中小事業1億円 国民事業3,000万円）

## ■特別利子補給制度

**新型コロナウイルス感染症特別貸付により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方**

- ①個人事業主（フリーランス含む、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高15%減少
- ③中小企業者（上記①②以外）：売上高20%減少

<問い合わせ>日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

※資金繰りに不安を感じられている事業者の皆様へご案内

<https://www.jfc.go.jp/> 日本政策金融公庫

## ■セーフティネット4号、5号、危機関連保証

信用保証制度から事業者の皆様の資金繰りを支援します。

<4号>自治体からの要請に基づき一般保証枠とは別枠で  
最大2.8億円を100%保証

対象：売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

<5号>特に重大な影響が生じている業種について一般保証枠  
とは別枠で最大2.8億円を80%保証

対象：売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

### <危機関連保証の発動>

危機関連保証が発動されております。売上高等が急激に減少する中小企業に対してセーフティネットとは別枠でさらに最大2.8億円を100%保証

### <申請スキーム>

- ①事業所所在地の市町村の窓口で認定を受ける
- ②金融機関または信用保証協会に認定証を持参して保証付き融資を申し込む

※本店・事業所所在地の市区町村の認定書が必要です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

### <問い合わせ>

神奈川県信用保証協会藤沢支店 ☎0466-23-0792

平塚市産業振興課 ☎0463-23-1111（代表）

## ■雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？：経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者（従業員）に対して、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

<助成内容> 助成率：大企業1/2 中小企業2/3 支給限度日数 1年間で100日（3年間で150日） ※各種要件あり

<詳細：お問い合わせ> 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口

神奈川県労働局 神奈川助成金センター ☎045-277-8815 8時30分から17時15分まで

<厚生労働省HP> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

 厚生労働省 雇用調整助成金

## ■補助金「小規模事業者持続化補助金」「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「IT補助金」

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援します。

### ①「小規模事業者持続化補助金」

小規模事業者の販路開拓等の取組みを支援。インターネット販売の強化、商品・サービスの販売促進事業等 <持続化HP> <https://r1.iizokukahojokin.info/>

<補助率> 2/3 補助上限額 50万円

### ②「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 <ものづくり補助金事務局HP> <https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0326koubo20200310.html>

<補助率> 中小1/2 小規模 2/3 補助上限額：原則1,000万円

### ③「IT補助金」

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援

<補助率> 1/2 補助額：30～450万円 <お問い合わせ：一般社団法人サービスデザイン推進協議会HP> <https://www.it-hoio.jp/2020emergency/>

## ■一時的な資金の緊急貸付 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆様へ

**休業された方向け（緊急小口資金）**：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

**失業された方向け（総合支援資金）**：生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

<問い合わせ 申し込み先> 平塚市社会福祉協議会 ☎0463-33-1377

<HP> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)

## ■新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（厚生労働省）

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金を支給します。

<支援内容>

令和2年2月27日から3月31日の間において、就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)（※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除きます）

<申請期間>

令和2年3月18日から6月30日まで

<支給要件・申請手続きのお問い合わせ>

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999（受付時間：9:00～21:00） <支援金HP> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)